## 対馬市告示第2号

# 平成19年第1回対馬市議会臨時会を次のとおり招集する平成19年1月24日

市長 松村 良幸

1 期 日 平成19年1月31日

2 場 所 対馬市議会議場

## ○開会日に応招した議員

邦次君	永留	明範君	小西
留光雄君	阿比曾	教義君	小宮
政利君	小宮	幸男君	三山
優子君	吉見	久藏君	初村
徹君	桐谷	一彦君	糸瀬
孝司君	大浦	五男君	宮原
初幸君	大部	廣康君	小川
義文君	作元	榮君	兵頭
邦嗣君	島居	美俊君	黒岩
康博君	中原	哲勇君	武本
乍工門君	扇(	正義君	桐谷
政和君	波田	孝吉君	畑島

○1月31日に応招しなかった議員 上野洋次郎君

## 平成19年 第1回 対 馬 市 議 会 臨 時 会 会 議 録 (第1日) 平成19年1月31日 (水曜日)

#### 議事日程(第1号)

平成19年1月31日 午後1時01分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 副議長の選挙について
- 日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(和解の申立てについて(桟原団地))
- 日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(長崎県後期高齢者 医療広域連合の設立について)
- 日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(平成18年度対馬 市一般会計補正予算(第4号))
- 日程第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(平成18年度対馬 市老人保健特別会計補正予算(第2号))
- 日程第8 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(平成18年度対馬 市介護保険特別会計補正予算(第2号))
- 日程第9 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて(平成18年度対馬 市特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第2号))
- 日程第10 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて(平成18年度対馬 市集落排水処理施設特別会計補正予算(第1号))
- 日程第11 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて(平成18年度対馬 市旅客定期航路事業特別会計補正予算(第1号))
- 日程第12 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて(平成18年度対馬 市風力発電事業特別会計補正予算(第1号))
- 日程第13 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて(対馬市立学校教育 施設条例の一部を改正する条例について)
- 日程第14 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて(長崎県離島医療圏 組合規約の変更について)
- 日程第15 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて(あらたに生じた土

地の確認及び字の区域の変更について(小船越地区))

日程第16 承認第13号 専決処分の承認を求めることについて(あらたに生じた土

地の確認及び字の区域の変更について(小船越地区))

日程第17 承認第14号 専決処分の承認を求めることについて(あらたに生じた土

地の確認及び字の区域の変更について(小船越地区))

日程第18 承認第15号 専決処分の承認を求めることについて(あらたに生じた土

地の確認及び字の区域の変更について(小船越地区))

日程第19 承認第16号 専決処分の承認を求めることについて(あらたに生じた土

地の確認及び字の区域の変更について(小浦地区))

日程第20 承認第17号 専決処分の承認を求めることについて(あらたに生じた土

地の確認及び字の区域の変更について(南室地区))

日程第21 承認第18号 専決処分の承認を求めることについて(あらたに生じた土

地の確認及び字の区域の変更について(曲地区))

日程第22 承認第19号 専決処分の承認を求めることについて(あらたに生じた土

地の確認及び字の区域の変更について(豆酘地区))

日程第23 承認第20号 専決処分の承認を求めることについて(あらたに生じた土

地の確認及び字の区域の変更について(佐賀地区))

日程第24 承認第21号 専決処分の承認を求めることについて(漁港区域内公有水

面の埋立てについて (千尋藻漁港))

日程第25 承認第22号 専決処分の承認を求めることについて(漁港区域内公有水

面の埋立てについて(鰐ノ浦漁港))

日程第26 承認第23号 専決処分の承認を求めることについて (財産取得契約の締

結について(対馬市移動通信用鉄塔施設電気通信設備備

品))

日程第27 長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

日程第28 議会運営委員の辞任について

日程第29 発議第1号 議員資格決定要求について

追加日程第1 議会運営委員の選任について

追加日程第2 議席の一部変更について

追加日程第3 発議第2号 議員の資格決定要求の調査に関する決議(案)につい

7

追加日程第4 仮議長の選任を議長に委任することについて

追加日程第5 議会運営委員の辞任について

追加日程第6 議会運営委員の選任について

## 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 副議長の選挙について

日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(和解の申立てについて(桟原団地))

日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(長崎県後期高齢者 医療広域連合の設立について)

日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(平成18年度対馬 市一般会計補正予算(第4号))

日程第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(平成18年度対馬 市老人保健特別会計補正予算(第2号))

日程第8 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(平成18年度対馬 市介護保険特別会計補正予算(第2号))

日程第9 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて(平成18年度対馬 市特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第2号))

日程第10 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて(平成18年度対馬 市集落排水処理施設特別会計補正予算(第1号))

日程第11 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて(平成18年度対馬 市旅客定期航路事業特別会計補正予算(第1号))

日程第12 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて(平成18年度対馬 市風力発電事業特別会計補正予算(第1号))

日程第13 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて(対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例について)

日程第14 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて(長崎県離島医療圏 組合規約の変更について)

日程第15 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて(あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について(小船越地区))

日程第16 承認第13号 専決処分の承認を求めることについて(あらたに生じた土

地の確認及び字の区域の変更について(小船越地区))

日程第17 承認第14号 専決処分の承認を求めることについて(あらたに生じた土

地の確認及び字の区域の変更について(小船越地区))

日程第18 承認第15号 専決処分の承認を求めることについて(あらたに生じた土

地の確認及び字の区域の変更について(小船越地区))

日程第19 承認第16号 専決処分の承認を求めることについて(あらたに生じた土

地の確認及び字の区域の変更について(小浦地区))

日程第20 承認第17号 専決処分の承認を求めることについて(あらたに生じた土

地の確認及び字の区域の変更について(南室地区))

日程第21 承認第18号 専決処分の承認を求めることについて(あらたに生じた土

地の確認及び字の区域の変更について(曲地区))

日程第22 承認第19号 専決処分の承認を求めることについて(あらたに生じた土

地の確認及び字の区域の変更について(豆酘地区))

日程第23 承認第20号 専決処分の承認を求めることについて(あらたに生じた土

地の確認及び字の区域の変更について(佐賀地区))

日程第24 承認第21号 専決処分の承認を求めることについて(漁港区域内公有水

面の埋立てについて(千尋藻漁港))

日程第25 承認第22号 専決処分の承認を求めることについて(漁港区域内公有水

面の埋立てについて (鰐ノ浦漁港))

日程第26 承認第23号 専決処分の承認を求めることについて (財産取得契約の締

結について(対馬市移動通信用鉄塔施設電気通信設備備

品))

日程第27 長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

日程第28 議会運営委員の辞任について

日程第29 発議第1号 議員資格決定要求について

追加日程第1 議会運営委員の選任について

追加日程第2 議席の一部変更について

追加日程第3 発議第2号 議員の資格決定要求の調査に関する決議(案)につい

7

追加日程第4 仮議長の選任を議長に委任することについて

追加日程第5 議会運営委員の辞任について

追加日程第6 議会運営委員の選任について

## 出席議員(24名)

1番	小西	明範君	2番	永留	邦次君
3番	小宮	教義君	4番	下 阿比	留光雄君
5番	三山	幸男君	6番	下 小宮	政利君
7番	初村	久藏君	8番	吉見	優子君
9番	糸瀬	一彦君	10番	育 桐谷	徹君
11番	宮原	五男君	12番	大浦	孝司君
13番	小川	廣康君	14番	大部 大部	初幸君
15番	兵頭	榮君	17番	作元	義文君
18番	黒岩	美俊君	19番	島居	邦嗣君
20番	武本	哲勇君	21番	中原	康博君
22番	桐谷	正義君	24番	<b>炉</b> 畑島	孝吉君
25番	扇化	乍工門君	26番	方 波田	政和君

## 欠席議員(1名)

## 16番 上野洋次郎君

## 欠 員(1名)

## 事務局出席職員職氏名

 局長
 大浦 義光君
 次長
 永留 徳光君

 参事兼課長補佐 豊田
 充君
 主任
 阿比留美香君

## 説明のため出席した者の職氏名

市長	松村	良幸君
助役	永尾-	-二三君
総務部長	中島	均君
総務部次長(総務課長)	斉藤	勝行君
政策部長	松原	敬行君
市民生活部長	山田	幸男君
福祉部長	勝見	末利君

保健部長	阿比图	習輝雄君
農林水産部長	神宮	忠彌君
観光商工部長	長	信義君
建設部長	清水	達明君
水道局長	斉藤	清榮君
教育長	米田	幸人君
教育次長	日高	一夫君
美津島支所長	松村	善彦君
豊玉支所長	松井	雅美君
峰支所長	阿比督	習博幸君
上県支所長	山本	輝昭君
上対馬支所長	梅野	茂希君
消防長	阿比曾	習仁志君
監査委員事務局長	阿比曾	習博文君
農業委員会事務局長	瀬崎フ	万壽喜君

#### 午後1時01分開会

○事務局長(大浦 義光君) 10時に開会予定でしたけれども、1時まで開会することができません。その間、いろいろ協議をしましたけれども、最終的には、先ほど議会運営委員会を開き、議会運営委員会の委員長並びに副委員長から、議長に対して議会の開会を要請しましたけれども、議長による議会を開会することができません。したがいまして、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長議員中、黒岩美俊議員が年長議員でありますので、御紹介をいたします。 黒岩美俊議員よろしくお願いします。

○臨時議長(黒岩 美俊君) 皆様、ただいま御紹介を受けました私黒岩美俊でございます。午前中は議長も議長席には着いておりましたけれども、議会が始まる前にいろんな議長と議員のやりとりから、午前中は議会が開けず、ほんとに残念に思います。どうか議員の皆様初め傍聴者の皆様方には、改めまして深くおわびをいたします。

議長にかわりまして、私は地方自治法第107条の規定によりまして臨時議長を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

皆様方に御報告いたします。平間利光前議長が平成18年12月19日に御逝去されました。 対馬市合併後の初代議長及び改選後の議長として市議会発展のために貢献されました。心から哀 悼の意を表し、御冥福をお祈りいたします。

報告いたします。16番、上野洋次郎君より欠席の申し出があっております。

ただいまから、平成19年第1回対馬市議会臨時会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

さきに文書で通告いたしましたが、畑島前副議長から、平成18年10月5日付で提出されました副議長辞職願について、平成18年10月31日付で許可をしておりますので、御報告いたします。

日程に入る前に、市長よりごあいさつをお受けいたします。市長、松村良幸君。

**〇市長(松村 良幸君)** 開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

議員諸兄には、お元気で輝かしい新年をお迎えになられましたことと、まずもってお喜びを申 し上げます。

去る1月18日に、13名の議員諸兄から、地方自治法第101条第1項の規定に基づき、 2件の付議すべき事件を提示されまして、臨時議会の招集請求がございましたので、本日、平成 19年第1回の対馬市議会臨時会を招集するものであります。

臨時会の開会に当たり、地方自治法第179条3項の規定によりまして、専決処分23件の御 承認を賜り、提案を申し上げるものであります。

本専決処分案件は、承認第1号、2号を除きまして、昨年12月の定例会、臨時会に提案審議 していただく予定でありましたが、いずれも流会となったために、12月20日付で専決処分さ せていただいたものであります。

大変な激動の時代の中で、対馬も対馬市誕生後のいろんな課題、案件、問題、そういったものに向かって非常に波高いわけでありますが、こういった3年間で2,000人の人口減、それから1次産業の低迷、きのうも入札が終わりましたが、いずれにいたしましても不況のどん底にあります。私どもも議員諸兄の皆さんも心して、住民不在と言われないような選良としての誇りとプライドを持って、これからの対馬市の再生に向けて、いろんな事情がありましょうが、頑張っていただきたいと思いますし、私どももそのつもりでおります。どうぞよろしくお願いをいたします。

また提案理由につきましては担当部長から説明をいたさせますので、よろしく御審議の上、御 承認を賜りますようお願いを申し上げまして、あいさつにかえさせていただきます。どうぞよろ しくお願いいたします。

#### 日程第1.会議録署名議員の指名

○臨時議長(黒岩 美俊君) それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定によって、扇作工門君及び畑島孝吉君を指名いたします。

## 日程第2. 会期の決定

○臨時議長(黒岩 美俊君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、お手元に配付いたしております会期日程のとおり、本日 1日限りにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長(黒岩 美俊君) 異議なしと認めます。したがって、臨時議会は本日1日限りと決定 いたします。

## 日程第3. 副議長の選挙について

〇臨時議長(黒岩 美俊君) 日程第3、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めてください。

#### [議場閉鎖]

○臨時議長(黒岩 美俊君) ただいまの出席議員は23名であります。

投票用紙をお配りください。23名です。

#### [投票用紙配付]

○臨時議長(黒岩 美俊君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長(黒岩 美俊君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

職員は議員に向かって投票箱を見せ、異状のない旨、議長に報告してください。

[投票箱点検]

○臨時議長(黒岩 美俊君) 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載し、事務 局長の点呼に応じて議長席に向かって右側から登壇し、順次投票した後、左側から降壇願います。

〔事務局長点呼・議員投票〕

1番 小西 明範議員 2番 永留 邦次議員

3番 小宮 教義議員 4番 阿比留光雄議員

5番	三山 幸男議員	6番	小宮	政利議員
7番	初村 久藏議員	8番	吉見	優子議員
9番	糸瀬 一彦議員	10番	桐谷	徹議員
11番	宮原 五男議員	12番	大浦	孝司議員
13番	小川 廣康議員	14番	大部	初幸議員
15番	兵頭 榮議員	17番	作元	義文議員
19番	島居 邦嗣議員	20番	武本	哲勇議員
21番	中原 康博議員	22番	桐谷	正義議員
24番	扇作工門議員	25番	畑島	孝吉議員

.....

**〇臨時議長(黒岩 美俊君**) 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長(黒岩 美俊君) 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。 議場の出入り口を開きます。

#### [議場開鎖]

○臨時議長(黒岩 美俊君) 開票を行います。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人 に小西明範君及び永留邦次君を指名します。両議員の立ち会いをお願いします。どうぞ。

#### 〔開票〕

**〇臨時議長(黒岩 美俊君)** 投票の結果を報告します。

投票総数23票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち有効投票21票、 無効投票2票。有効投票中、扇作工門君17票、宮原五男君2票、上野洋次郎君1票、糸瀬一彦 君1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は6票です。よって、扇作エ門君が副議長に当選されました。(拍手) ただいま副議長に当選されました扇作エ門君が議場におられますので、会議規則第32条第 2項の規定によって当選の告知をいたします。扇作エ門君、登壇でごあいさつをお願いします。

- ○議員(24番 扇 作工門君) ただいま投票結果、不肖私が副議長に選任されましたが、混迷する議会の副議長としての重責を痛感している次第でございます。円滑な議会運営のために全力を傾注し、頑張る決意でございますので、どうぞよろしく御指導のほどお願いを申し上げまして、私の就任のごあいさつといたします。(拍手)
- ○臨時議長(黒岩 美俊君) 暫時休息します。ただいまの副議長選挙に伴う議席の一部変更については、本日追加日程の議題といたしたいと思いますので、御了承お願いします。

議長を交代いたします。副議長が決定しましたので、私は議長の席を退場させていただきます。

どうも御協力ありがとうございました。(拍手)

午経	1 時24	144	話自
1 1/2	1 HAT/	+ / / /	1

.....

午後1時27分再開

○副議長(扇 作工門君) 再開いたします。

## 日程第4. 承認第1号

**○副議長(扇 作工門君)** 日程第4、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて(和解 の申立てについて(桟原団地))を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。建設部長。

**〇建設部長(清水 達明君)** ただいま上程されました承認第1号、和解の申立てについてに係ります専決処分の承認を求めることについての提案理由を御説明いたします。

本案につきましては、市営住宅桟原団地内の1世帯でございますが、滞納家賃の分割納入等につきまして、今回滞納者との起訴前の和解の確約が整い、早急に簡易裁判所に和解の申し立てを行う必要が生じましたため、平成18年10月16日付をもちまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、議会の御報告し、御承認をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

**○副議長(扇 作工門君)** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

O副議長(扇 作工門君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長(扇 作工門君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて(和解の申立てについて(桟原団地))を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○副議長(扇 作工門君)** 異議なしと認めます。したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

#### 日程第5. 承認第2号

**○副議長(扇 作工門君)** 日程第5、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて(長崎県後期高齢者医療広域連合の設立について)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。保健部長、阿比留輝雄君。

**〇保健部長(阿比留輝雄君)** ただいま上程されました承認第2号、専決処分の承認を求めること について、提案理由及び概要を御説明申し上げます。

本案は、去る平成18年12月11日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により報告し、承認をお願いするものでございます。皆さん既に御承知のとおり、日本社会は急激な高齢化の進展とともに、老人保健医療費が増大し、各医療保険制度の財政を悪化させており、国民健康保険、政府管掌健康保険、組合管掌健康保険のいずれにおいても財政状況が悪化し、赤字幅が拡大しているところであります。

よって、現役世代と高齢者世代間との負担を明確化し、公平でわかりやすい制度とするため、 平成20年度から高齢者の医療制度の創設をするものでございます。

また、この制度は全国の都道府県単位ですべての市町村が加入するもので、現在の老人保健の制度を広域連合として設立し、満75歳以上の方々の医療を別紙のとおり規約を定め、長崎県後期高齢者医療広域連合を設立するものでございます。

本事業の事務につきましては5項目からなり、被保険者の資格管理、医療給付、保険料の賦課、 保健事業、その他後期高齢者の医療制度の施行に関する事務等でございます。

次に、長崎県後期高齢者医療広域連合規約について概要を御説明いたします。

第1条から第5条までを広域連合の名称、組織、区域、処理する事務、広域計画の項目等、第6条では事務所の所在地、第7条では広域連合の議会の組織を、第8条では議員の選挙の方法及び定数を、10ページをお願いします。第9条から第12条まで、広域連合議員の任期等を、第13条から執行機関の選任方法、任期、選挙管理委員会、監査委員会等を、第17条では経費の支弁方法を、別表第2で負担割合等を定めております。第18条で、附則として、必要な事項は広域連合長が規則で定めることとなっております。

附則第1項で施行期日等と、第2項で経過措置を定めております。

以上、簡単ですが、提案理由の説明及び概要の説明とさせていただきます。よろしく御審議の 上、承認いただきますようお願い申し上げます。

○副議長(扇 作工門君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇副議長(扇 作工門君)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○副議長(扇 作工門君)** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて(長崎県後期高齢者医療広域連合の設立について)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○副議長(扇 作工門君)** 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

## 日程第6. 承認第3号

○副議長(扇 作工門君) 日程第6、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて(平成 18年度対馬市一般会計補正予算(第4号))を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務部長、中島均君。

○総務部長(中島 均君) ただいま議題となりました承認第3号、平成18年度対馬市一般会計補正予算(第4号)を平成18年12月20日付をもちまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、御承認を求めるものであります。

今回の補正の主なものは、地方バス路線維持費補助金、生活保護世帯の増による生活保護費、 対馬クリーンセンターの燃料費等を増額し、事業費の決定により災害復旧費を減額いたしており ます。また、職員の人件費を今回調整いたしております。

1ページをお願いいたします。平成18年度対馬市一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによると規定し、第1条第1項歳入歳出予算の補正は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ2億1,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ341億6,600万円とするものであります。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから6ページにかけての「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとするものであります。

第2条債務負担行為は、地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は8ページから9ページにかけての「第2表 債務負担行為」によるとするものであります。

内容につきましては、塵芥収集委託料、ごみ袋作成は19年度当初からの実施のために、 18年度中からの事務処理を進めるためのものであります。

次に、農林漁業金融公庫が対馬林業公社への造林資金、森林整備活性化資金の融資に対して損

失を受けた場合、長崎県が損失補償をするときに、その損失の一部を保障するものであります。

第3条地方債の補正は、地方債の変更同じく8ページから9ページにかけての「第3表 地方 債補正」によることを定め、地方債の限度額を52億160万円に変更いたしております。

次に、歳入歳出補正予算の内容について、主なものを御説明いたします。

まず、歳入でありますが、14ページをお願いいたします。10款地方交付税は普通交付税を 2億6,592万6,000円増額いたしております。

12款分担金及び負担金は、1項分担金の県営中山間地域総合整備時分担金113万5,000円の減額、2項負担金の保育所入所負担金86万6,000円の増額が主なものとなっております。

16ページをお願いいたします。13款使用料及び手数料、1項使用料は6目土木使用料の残土処分場使用料1,260万円の増額が主なものであります。

14款国庫支出金1項国庫負担金は、1億63万8,000円を増額いたしております。1目 民生費国庫負担金の3節児童福祉費負担金は、対象者の増による児童扶養手当負担金が1,212万4,000円の増額、4節生活保護費負担金も生活保護世帯の増により8,275万4,000円 を増額いたしております。

2項国庫補助金は、3,894万1,000円を減額いたしております。主なものといたしまして、1目総務費国庫補助金のバイオマス等未活用エネルギー事業調査補助金985万8,000円を事業の不採択により減額し、18ページをお願いいたします。6目土木費補助金の街路改築事業補助金660万円、公営住宅管理事業補助金2,311万1,000円をそれぞれ減額いたしております。

15款県支出金、20ページをお願いいたします。2項県補助金は、1億1,065万8,000円を減額いたしております。1目総務費県補助金は移動通信用鉄塔施設整備事業補助金1,572万1,000円の減額、4目農林水産業費県補助金は、漁港整備事業補助金等の水産業費補助金1,651万4,000円の減額が主なものでございます。

9目災害復旧費県補助金は、災害査定の結果による農地農用地林業施設の災害復旧費補助金 8,080万8,000円を減額いたしております。

22ページをお願いいたします。16款財産収入は、土地建物貸し付け収入を61万7,000円 増額いたしております。

- 17款寄附金は、九州郵船から市民球団への指定寄附金50万円を増額いたしております。
- 18款繰入金は、家畜導入事業資金供給事業基金繰入金など435万円を増額いたしております。

24ページをお願いいたします。20款諸収入5項雑入4目の雑入は、生活保護費返還金 259万6,000円、建物災害共済金470万2,000円が主なものでございます。 21款市債につきましては、2,980万円を減額いたしております。災害復旧事業費の減によります9目災害復旧債3,770万円の減が主なもので、そのほか事業費の増額、補助率の変更等による起債額を変更いたしております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

26ページをお願いいたします。 1款議会費1項議会費は、職員の人件費分を増額いたしております。

2款総務費 1 項総務管理費は、5,541 万8,000 円を増額いたしております。 1 目一般管理費は4,190 万6,000 円を減額いたしておりますが、職員の人件費に係るものが主なものでございます。

28ページをお願いいたします。5目財産管理費は駐車場用地借り上げ料607万6,000円を減額いたしております。7目企画費は13節委託料のバイオマス等未活用エネルギー事業調査委託料787万5,000円の減額、18節備品購入費の移動通信用鉄塔施設備品購入費1,097万9,000円の減額。

30ページをお願いいたします。19節負担金補助及び交付金の地方バス路線維持費補助金 1億2,186万3,000円の増額が主なものでございます。10目諸費は、国民保護計画策定 委託料510万円を減額いたしております。

2項徴税費は、1,538万5,000円を増額いたしておりますが、職員の人件費及び県費精 算返還金の増額が主なものでございます。

3項の戸籍住民基本台帳費から34ページの6項監査委員費までは、職員の人件費に係る補正 が主なものでございます。

3款民生費1項社会福祉費は1,950万8,000円を増額いたしております。1目社会福祉 総務費の主なものは、職員の人件費の増額と、36ページをお願いいたします。20節扶助費の 障害者福祉医療費300万円、更生医療給付費682万8,000円、自立支援給付費419万 6,000円の増額と、身体障害者施設支援費等の額の確定による減額分を計上いたしておりま す。

38ページをお願いいたします。5目老人福祉費は、20節扶助費の高齢者生活支援費 1,335万円の減額、28節繰出金の特別養護老人ホーム特別会計繰出金619万2,000円 の増額が主なものでございます。

2項児童福祉費は、3,443万2,000円を増額いたしております。増額の主なものといたしましては、40ページをお願いいたします。 3 目児童措置費 20 節扶助費の児童扶養手当 1,616万7,000円、23 節償還金利子及び割別料の国費精算返還金 582 万8,000円などとなっております。

3項生活保護費は1億1,332万7,000円を増額いたしております。生活保護世帯の増により、2目扶助費の生活保護費1億1,380万1,000円増額いたしております。

42ページをお願いいたします。4款衛生費1項保健衛生費は職員人件費の減額、合併浄化槽 設置事業費補助金426万3,000円の増額が主なものでございます。

2項清掃費は7,420万6,000円増額いたしております。主なものといたしましては、44ページをお願いいたします。2目塵芥処理費のクリーンセンターの稼働率を上げたことによります燃料費5,700万円、光熱水費1,199万1,000円及び溶融飛灰資源化処理委託料1,167万円の増額と塵芥収集委託料1,266万2,000円の減額、3目し尿処理の燃料費は55578,000円、医薬材料費99977,000円及び運転管理委託料48372,000円の増額等が主なものでございます。

6款農林水産業費1項農業費は、2,029万4,000円を増額いたしております。

46ページをお願いいたします。5目農地費19節負担金補助及び交付金の中山間総合整備事業、これは田ノ浜地区でございます。負担金1,518万1,000円の増額が主なものでございます。

48ページをお願いいたします。2項林業費は、252万8,000円を増額いたしております。2目林業振興費は、事業内容の変更による工事費、事務費の組み替えと、50ページをお願いいたします。19節負担金補助及び交付金の有害鳥獣駆除事業補助金533万円の増額、品質向上基盤施設導入事業補助金325万円の減額、対馬しいたけ需用拡大支援事業補助金が262万5,000円の減額などとなっております。

3項水産業費は、1,786万1,000円を減額いたしております。

1目水産業総務費の職員の人件費の減額と、52ページをお願いいたします。2目水産業振興費19節負担金補助及び交付金の漁業等近代化対策事業補助金499万1,000円の増額、4目漁港建設費の補助事業費の決定及び事業内容の変更等により1,274万3,000円の減額等が主なものでございます。

54ページをお願いいたします。7款商工費1項商工費は648万4,000円を増額いたしております。職員の人件費と事務費でございます。

56ページをお願いいたします。3目観光費の修繕料206万3,000円の増額と、茂木浜整備工事費265万2,000円の減額が主なものでございます。

8款土木費1項土木管理費は、残土処分場管理等委託料180万円、残土処分場の用地借上料195万円を増額いたしております。

2項道路橋りょう費は、262万7,000円を増額いたしております。1目道路橋りょう総務費は人件費の増額、58ページをお願いいたします。2目道路維持費は、道路の維持補修工事

費を130万円増額、3目道路新設改良費は、事業内容の変更による予算の組み替え及び国・県道整備工事負担金を210万円減額いたしております。

60ページをお願いいたします。3項河川費は、維持補修工事費を183万円増額、急傾斜地 崩壊対策事業負担金を150万円減額いたしております。

4項港湾費は、397万5,000円を増額いたしております。1目港湾管理費は厳原港駐車場整備工事費398万9,000円の増額が主なもので、2目港湾建設費は事業内容を変更し、予算の組み替えを行っております。

62ページをお願いいたします。5項都市計画費は、1,405万3,000円を減額いたしております。2目街路事業費は、街路横町線改築工事の完成により、1,162万1,000円を減額いたしております。

64ページをお願いいたします。6項住宅費は、国の家賃算出基準の変更に伴い、管理プログラムの改正委託料等271万6,000円を増額いたしております。

9款消防費は、757万2,000円を増額いたしておりますが、職員の人件費の増額が主な ものでございます。

66ページをお願いいたします。10款教育費1項教育総務費は、2,481万円を減額いた しておりますが、職員の人件費の減額が主なものでございます。

68ページをお願いいたします。2項小学校費は、641万9,000円を増額いたしております。1目学校管理費は、維持補修工事費248万9,000円の増額、2目教育振興費は、内山分校の廃校に伴い、スクールバスの購入費300万円、スクールバス車庫建設工事費266万5,000円が主なものでございます。

3項中学校費は、80万1,000円を増額いたしております。

70ページをお願いいたします。1目学校管理費は、人件費及び維持補修工事費199万4,000円の増額、2目教育振興費は、高度へき地修学旅行費補助金181万9,000円の減額等が主なものでございます。

4項幼稚園費は、職員の人件費分を増額いたしております。

5項社会教育費は、1,944万6,000円を増額いたしております。職員の人件費に係る増額が主なものでございます。

72ページをお願いいたします。6項保健体育費は、283万4,000円を増額いたしております。2目体育施設費の施設修繕料189万3,000円が主なものでございます。

74ページをお願いいたします。11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費は、1億4,098万7,000円を減額いたしております。災害査定の結果によりまして、事業費が減少したことにより、工事費、事務費を減額いたしております。

78ページから81ページにかけましては、補正予算給与費明細書であります。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

- **〇副議長(扇 作工門君)** これから質疑を行います。質疑はありませんか。5番、三山幸男君。
- ○議員(5番 三山 幸男君) 46ページ、農林関係についてお尋ねをいたします。

本来なら12月の定例会が行われますとその場でお尋ねするつもりでしたけれども、美津島町の島山地区にある担い手公社についてちょっとお尋ねをいたします。現在ではどうかわかりませんが、昨年の8月ぐらいから担い手公社内に汚泥の持ち込みを行って、そこで担い手公社内にある堆肥工場 堆肥センターというんでしょうか、そこで新たな堆肥の試作が行われているというようなお話を聞きました。

島山の人から、私も何回かお話を聞きましたが、島山の地元の人たちというのは、全員そろって反対だそうです。地元の反対を押し切ってまでそこでされる理由がありましたら、まずお尋ねをいたしたいと思います。

- 〇副議長(扇 作工門君) 農林水産部長。
- ○農林水産部長(神宮 忠彌君) ただいまのお答えでございますが、美津島の島山の担い手公社 の堆肥製造施設で、今までの堆肥製造とは違った形の堆肥の製造が行われるという御質問の内容 だと思いますが、これはバーク堆肥に汚泥脱水処理車で脱水処理をいたしました脱水ケーキを利用して、さらに品質のいい堆肥ができないかということで、ある業者の方から、担い手公社の施設を利用して、その試験をさせていただけないかという申し込みがあっております。

したがいまして、期限を12月いっぱいまでということで切りまして、その間、堆肥の製造の 試験をしていただいたということでございます。

したがいまして、今までのバークに、さらに先ほど申しましたように、汚泥脱水車によります 汚泥の脱水処理後のケーキを利用した堆肥の試験が行われたということでございます。 以上です。

- **〇副議長(扇 作工門君**) 三山幸男君。
- ○議員(5番 三山 幸男君) そしたら、部長のお話では、昨年の12月末までということで、 現在はもう行われてはいないんですか。今後といいますか、今後ともそれはもう行わないという ようなことを明言できますか。
- 〇副議長(扇 作工門君) 農林部長。
- ○農林水産部長(神宮 忠彌君) 今後につきましては、担い手公社の理事会、それから土地の所有者で島山地区の農地の所有者であります地元の方々と調整をいたしまして、その結果、話がまとまりますれば今後そういった堆肥の製造を行うという可能性もありますが、あくまでもそれは

協議が整った上のことだと思っております。

- **〇副議長(扇 作工門君)** 三山幸男君。
- ○議員(5番 三山 幸男君) 私は、地元がやっぱり納得してからの事業が好ましいと思うんです。地元が反対をしている中で、例えば基本的には契約期間中は地元の同意は要らないとかなんかいうことはあると思いますけれども、事業を長年進めていく上、あるいは事業を円滑に進めるためには地元の同意が最低限必要だと思いますので、その辺は地元の方と十二分に話し合って、やはり新たな試みで、今までのバーク工場に――堆肥に比べるとまたさらにいろんな工夫をして、堆肥をつくるということは大変私も望んでいるところですけれども、やはりあくまでも地元の同意が――地元が賛成をした上で事業を進めてほしい、そのように思っております。
- 〇副議長(扇 作工門君) 市長。
- **〇市長(松村 良幸君)** 物の考え方、とらえ方、あるいはいろんな事実に基づかないことでの話が、それをもとにいろんな論議をされるととてつもないところになるんですね。

これは御指摘のように、し尿処理場にもかかわってくるわけですが、以前、オープンをいたしましてすぐ、持ち込み台数の制限ということがあって、30数億かけたものが全く何だという議会でも論議がこのとおりでございますが、そのときに、処理ができなかったものですから、以前島山の農地に、あそこ農地造成したところがございますので、あそこにストックヤード並みに、そのまま生の肥やしをどんどんぶち込んでおりました。これは三山議員もよく御承知。こういったことが残っておりまして、なお、今再生処理ということで、厳美清華苑の方ではそういう措置があるんですが、全く機能しておりませんでした。肥料も余りいい肥料ができてなくて、皆さんもらいに来てくださいってもらってこられないような状況、そこに担当が1人2人おりました。こういったこと、結局バーク堆肥ということで、先ほど言いました脱水ケーキの状況にして、においもなにもしない形での、これは全国でも有名な島田博士という、農業というのは微生物の世界ですからバクテリアを持ったここの農業展開を新しくしようということで、振興公社がやっていたわけ――今までの目的の中で、この堆肥工場が機能していない状況がありました。

余りいい堆肥じゃないということなんですが、実はここに島田博士のなるものが、有名な方なんですが、全国、中国もぜひ中国に来てくれというぐらいで、2カ月ぐらい前でしたか、福岡で3,000人ぐらいの集会がございましたが、そこにも中国政府も来てれば日本の農政関係の人たくさんおられたわけですが、そういう著名な島田菌という非常に価値のある菌なんですが、結局、堆肥の特許的なものでの堆肥ができるわけです。それによってメロンとかいろんな反収どうなるのですか、いろんな計画がされているんですが、そういったものを担い手公社の堆肥工場、そこでつくれないかということで、先ほど部長が話しましたような試験操業をしてたということで、また以前のようなにおいがするような肥やしを持ってくるんじゃないかということでのいろ

んな誤解の中からのものがあっているようでございます。

それから、加えて、担い手公社の再編ということで、各旧6町の中で何町かありましたですね。 担い手公社を再編しようというのが、担い手公社はもうなくなるんだというような、こういうま たあれが飛びまして、そういった中で何だかんだが結局情報の共有がないだけにいろんなことが 起こっておりました。あそこ、島山をやっぱり農地造成の目的に従って、あそこに反収、ほんと に100万になるのか80万になるのかよくわかりませんが、今までの形じゃない、新しい農業 をあそこに展開しようということでの試みの1つでもあります。その堆肥を使っていたことで。 これは今御承知のように、最初のうちにそういったトラブルが起こっておりますが、これも先ほ ど農林部長が言いましたように、いろんな雇用の場もここで30人ぐらいは何とかできるように なりゃせんかと思います、皆合わせますと。いろんな形。

そういったことで、そういう前提のもとに今堆肥の試験操業ということで、これがうまくいき ますとここにいろんなまた農業が展開されるということでございますので、御理解を賜りたいと 思います。

また詳しいことは、こればっかり話をしていたら時間がたちますので、また個別に幾らでも話はさせていただきます。

以上です。

- ○副議長(扇 作工門君) ほかにございませんか。11番、宮原五男君。
- ○議員(11番 宮原 五男君) 23ページです。 寄附金の項目に指定寄附金ってあります。 この指定寄附金っていうものの詳細ですね。 この50万入っておりますが、これはどういう寄附金かっていうことで、ちょっとお尋ねしたいと思います。

それと、歳出の57ページ、土木管理費の中に13節委託料があります。残土処分場管理等委託料、この残土処分場というのはどこかということをお答え願いたいんですが。詳しくお願いします。

- 〇副議長(扇 作工門君) 政策部長。
- **〇政策部長(松原 敬行君)** 23ページの指定寄附金について御説明をいたします。

これにつきましては、31ページの19節に負担金補助及び交付金というのがあります。そこに市民球団実行委員会補助金というのが50万あります。つまり、これは市民球団の実行委員会あてに九州郵船株式会社から50万円の指定寄附があっている。その使途についてはまさかりドリームスの実行委員会に活動費として寄附をしたという内容でございます。

- **〇副議長(扇 作工門君)** 建設部長。
- **〇建設部長(清水 達明君**) 57ページの残土処分場の管理委託料でございますが、舟志の残土 処分場でございます。舟志。この件につきましては歳入の方で17ページで残土処分場使用料と

いうことで1,260万の増額をいたしております。大体今年度の公共事業の搬入量が大体見込めたということで、8,000立米ほど――済みません、1万立米ほどの(「幾ら」と呼ぶ者あり)ちょっと済みません。1万2,000立米ほどの搬入量が見込まれておりますので、こういう歳入で計上しております。こういうことで、歳出の方では重機の借り上げ料等の委託料ということで計上いたしております。

- **〇副議長(扇 作工門君)** 宮原五男君。
- ○議員(11番 宮原 五男君) まず、歳入の寄附金でございますが、この寄附金は指定寄附金と寄附金の違うというものを私ようわからないんですが、その指定寄附金になれば何か意味があるか、そこのところをひとつお願いしたいんですが。ちょっと待って。

次が、この用地借り上げ料、この歳出の分ですが、この収支は、これの所有者はどちらさんですか。だれになって、この借り上げ料も一緒に、これは一緒の、これは別々の金額になるんですか、借り上げ料とその処分料というのは。委託料は。そこのところをもう少し詳しく説明していただきたいんですが。

- 〇副議長(扇 作工門君) 政策部長。
- **○政策部長(松原 敬行君)** 寄附金の内容につきまして御説明いたします。

寄附金には一般寄附金、そして指定寄附金、それから負担金寄附金と、こう3つの種類がございます。

通常でありますと、その寄附をしてもどの費用に使ってもいいよというのが一般寄附金でございまして、使途が限定をされてないのを一般寄附金と言っております。

私どもの今回の予算に上がっておりますのは指定寄附金ということでございまして、このものに使ってほしいという、使途を指定をしたといいましょうか、限定をしての寄附だということでございます。

それからもう一つ、負担金つき寄附金というのがありますけれども、これは一定の条件が付された寄附金でございまして、その条件が整わないときにはそのことがないようになるということの寄附金でございまして、今度の場合は指定寄附金ということで、使途が限定をされている。ここに使ってほしいということの条件つきの寄附金でございます。

- 〇副議長(扇 作工門君) 建設部長。
- **〇建設部長(清水 達明君)** 使用料につきましても同じでございます。搬入料がふえたことによって使用料がふえるというようなことでございます。(「所有者」と呼ぶ者あり)
- **〇副議長(扇 作工門君)** 建設部長。
- **〇建設部長(清水 達明君)** 所有者については、はっきりした答えはちょっと調べておりません。 (発言する者あり) 間違いがあったらいけませんので、支所長の方から答えていただいた方がい

いかと思います。(発言する者あり)支所長の方から。

- 〇副議長(扇 作工門君) 上対馬支所長。
- **〇上対馬支所長(梅野 茂希君**) 舟志の島居さんです。(「島居だれかね」と呼ぶ者あり)島居 千鶴子さんです。(「わかりました」と呼ぶ者あり)
- ○副議長(扇 作工門君) ほかにありませんか。15番、兵頭榮君。
- ○議員(15番 兵頭 榮君) 1つだけお尋ねしたいと思いますが、今回バイオマスの未使用 エネルギー事業、これが不採択になったというようなことで、やはり建築廃材、それから間伐材 を利用したところのこの事業に対しては非常に期待を持っておったわけでございますが、そうい った中で不採択になったということでございますが、今後の見通しについて、将来まだ交渉の段 階が、余地があるのかどうか、そういったことをちょっとお知らせ願いたいと思います。
- 〇副議長(扇 作工門君) 政策部長。
- 〇政策部長(松原 敬行君) お答えをいたします。

ことしは議員も御承知のように3つの新エネルギーの調査業務に着手をしております。1つには、新エネルギービジョン策定事業というものでございます。これについてはもう採択済みでございます。それからもう一つ、バイオマスタウン構想事業という事業も実はもう着手をして、もうやがて報告書が出てこうかというような状況でございます。

そういう中で、この新エネルギーの取り組みにつきましては、まず第1段階として、調査業務に入るというのが1つのステップでございます。最終的には、できれば対馬に合った事業の採算性がとれれば何かそういった施設整備までつなげていきたいという気持ちを持っておるわけですけれども、いずれにしてもその調査業務を早く済ませたいという気持ちから、実は今年度欲張った形で3つの調査業務を実は申請をしておりました。その中で、先ほど言いますように、NEDOの新エネルギービジョンとバイオマス、九州農政局のバイオマスタウン構想については採択を受けたんですけども、この九州経済産業局のこのエネルギーだけが、ちょっともう少し研究不足ということで不採択になりました。

で、次年度からどうなるかということでございますが、3月の議会には議員の皆様にもこのエネルギービジョンとバイオマスタウン構想の報告書をお配りしたいというふうに思っております。で、それを踏まえて19年度は少しビジョンを特化した形、どのエネルギーを進めていくかということの事業を進めていきたいというふうに思っております。これも100%NEDOの補助金で進めていきたいというふうに思っておりますので、ことしはどっちかと言いますと総合ビジョン的なものとバイオマスタウン構想、で、来年につきましては、木質バイオマスというものに特化して調査業務に入りたいというふうに考えております。

#### 〇副議長(扇 作工門君) 市長。

○市長(松村 良幸君) 今、松原部長の方から話しましたように、これ兵頭議員さん御承知のとおり、こういった化石燃料云々という時代ですね、実は去年から取り組んでいたんですが、先ほど松原の話したとおりですが、大体対馬の電力は5万3,000キロあればいいということなんですけども、御承知のように、九電の場合は送電すればするだけ赤字だということはもう皆さんよく御承知のとおりと思います。

そういった中で、90%近い木材ですから、何とかバイオマスでということで、し尿なんかはこれはメタンガス等が、あるいは木材、あるいは廃材、そういったもので何とかということでの対馬の大体電力が、ある程度賄えるんじゃないかということで、実は長崎大学の坂井先生、この人を中心にいろんな、先ほどの松原部長の話のように、NEDOからの100%とか、農水省の、そういった全額補助金で実は構想をつくっているわけですが、これを具体化していくということになると、九電、あるいは関西電力、あるいはまたいろんなところの、市が直接ハードをつくるわけにはいきませんので、そういったとことの提携をしていくということになっていくと思いますが、これもう今既に九電の本部の方との話が岩佐補佐官の方でやらせております。できれば、今もう既に長崎、来月行くのかな、(「4月」と呼ぶ者あり)4月に、その坂井先生の方で船舶エンジンなんかが、既にもうそれが使われておりますので、できれば今イカ釣りなんかでも非常に燃料高ですから、船舶エンジンに供用できればということで、そうするとエンジンを少し変えたり、違う形になると思いますね。だからヤマハとか、あるいはヤンマー、そういったそことのこれからまたハード面についてはつないでいかないかんことになるわけですが、そういった研究、夢のある研究、協力をお願いしておりますので、これはぜひ何とか皆さんも一緒に機会があればまた見ていただきたいと思います。

そういうことで進めておりますので、とりあえず船舶エンジンの分は、もう既に実用になっております。試験的にはそういったことで動いております、液状にいたしましてですね、そういったことでありますので、何とかこのバイオで、あるいは太陽光、あるいは風力、そういったバイオ、自然のエネルギーを何とか対馬でならないかということで、おもしろい夢の事業になりそうな気もいたします。しかし、今そういった形で、NEDO、あるいは農水、そういったところの100%補助金で立ち上げておりますので、また来年も続けていきます。そういったことで、ぜひ注目していただければと思っております。

以上です。

- 〇副議長(扇 作工門君) 兵頭榮君。
- ○議員(15番 兵頭 榮君) 今後、やっぱりしっかりやっていただきまして、そしてまた変化があれば、またそれなりに議会の方にひとつ速やかに報告をお願いしていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

- ○副議長(扇 作工門君) ほかにありませんか。糸瀬一彦君。
- ○議員(9番 糸瀬 一彦君) バイオマスは今説明がありましたので、私も質問したかったんですけど、それは済みました。21ページの農地農用施設の災害復旧の8,080万8,000円、この減額ということですから、採択率がどれぐらいものかが1点。

それから61ページ、厳原港の駐車場の整備について、部長の方にお尋ねしたいと思います。 398万9,000円がどのような計画なのか、この点についてお尋ねしたいと思います。

これは、私1回一般質問した後に駐車場の方に行ってみましたけど、相も変わらない状態でした。そして土木の管理の方に御足労願って、現場で立ち会って、そのときにも少し管理をもう少し厳しくしてほしいと言っておりましたら、その後、小西議員と2人で行ってみましたら、3台か4台は撤去してありました。それから放置自動車、5、6台ありましたので、その場限りじゃなくて、やはりお互いに約束をしたことですから、真摯に受けとめて、その後の処置もしてほしいし、今回の計画もお尋ねしたいと思います。

- 〇副議長(扇 作工門君) 建設部長。
- ○建設部長(清水 達明君) 厳原港の駐車場のお尋ねでございますが、工事請負費398万9,000円につきましては、現在ターミナルビルから一番遠く離れた第3駐車場の手前の野積み場一区画、民間が使用されておった部分があいたものですから、地方局と協議の上、駐車場にしてよろしいということで、今回大体44台駐車が可能となるような駐車場を舗装しようということで予算を上げております。

それから、放置自動車に関する件でございますが、決してその場限りではございません。現在、一番多いときはその15台ぐらいの不法駐車がありましたが、いろんな対策をしながら、それから所有者を探すというような作業をしながら、大体7台ぐらい現在、先月も2台ぐらいのけたと思います。所有者が判明したものについては自主撤去ということで、15台中7台ぐらいはのけております。あと8台につきましては、3台が所有者がわかっているということで、自主撤去をお願いしていくと。あと5台につきましては所有者が不明というようなことで、現在地方局の方で廃棄物認定等の手続をとっていただいて強制撤去ということの準備を進めていただいております。年度明け、4月ぐらいにはその手続が済んで撤去ができるのではなかろうかというふうに思っておりますので、御了解を賜りたいというふうに思います。

- 〇副議長(扇 作工門君) 農林部長。
- 〇農林水産部長(神宮 忠彌君) 農業関係の災害につきましては、農地関係が82.7%、それから農業施設につきましてが75%程度の認定率でございます。

林道につきましては、ちょっと私正確な数値を今持ち合わせておりませんが、85%程度の認

定を受けていると思います。

- 〇副議長(扇 作工門君) 糸瀬一彦君。
- ○議員(9番 糸瀬 一彦君) あちらこちら災害が起きて、早急に対応してほしいなと思っておりましても、支所にも多分陳情が上がっておると思います。で、私たちの方には余り詳しくおりてないものですから、いつ対応できるかな、何の災害かなとか、河川とか農業とかいろいろありますじゃないですか。で、私たちはっきりわかりかねるところもあるものですからお尋ねしているわけですけど、できるだけ採択に向けて頑張っていただきたいと。そしてやむを得ない場合には、市の方で独自ででも生活道路とか、そういうところはやってほしいような要望を私聞いておりますので、この点をお願いしておきたいと思います。

#### 〇副議長(扇 作工門君) 市長。

**〇市長(松村 良幸君)** 災害復旧につきましては、ちょっと発注がおくれる気配がございまして、 どうしても一般競争入札ですから、その点が2カ月、3カ月とおくれる場合があります。これが 皆さんに大変御迷惑をかけましたけど、これはまたよろしくお願いしたいと思います。

それから、港湾のは、この前、先ほど言われてましたように、あれがもう精いっぱいの状況ですね。地方局もよく一緒になってやっているんですが、ただもう物理的にあそこは駐車スペースがないものですから、今度の港湾計画の中で、計画変更まだ出してないかな。実はこれ重要港湾でございますので急がせているのでございますが、国内、国際非常にもう混雑をいたします、ターミナルもですね。これ上対馬もそうなんですが、今度の新しい港湾の中での予算のメニューの中で、今までは陸上の施設ができませんでした、補助事業等でのですね。これが少しいろんな形を変えたり、いろんな計画をつくったりということの中で、そっちもどうもターミナルビルにも補助事業できそうでございますので、今それを九州地方整備局の長崎港湾空港事務所にも上対馬の方も今後計画変更するように今お願いをいたしておりますので、これもそうしますとスペースもずっと違ってきますから、そこまでしとかないかんだろうと思っています、将来のためにはですね。

そういうことで、またこのこともそういった時期が来ましたら皆さんに御相談もかけられると 思いますので、そういうことも含み置きいただいて、物理的にはもうあれが精いっぱいかなと思 いますが、まだ四、五台そういったふうに不明な部分があります。あと看板つくったりいろんな ことをやっておりますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

- **○副議長(扇 作工門君)** 21番、中原康博君。
- ○議員(21番 中原 康博君) 専決処分で進んでおりますので余り質問をしにくいですが、総務部長の説明によりますと、私の聞き間違いかわかりませんが、63ページの街路横町線改築工事の金額が工事請負費が部長の説明のと違っていたんじゃないかなと思います。再度確認願いま

す。

それと45ページの、し尿処理の運転管理の委託料、これは厳美清華苑だと思うわけでございますが、昨年も6月と9月、合計5,000万円ほどの汚泥の運搬費が出ておりました。何かとお金のかかる厳美清華苑であって、市長も大変頭が痛いんじゃないかなと思っておりますが、その責任の所在は明らかにされずに、また再度こういった運転管理の委託料が出ております。もう少し機械メーカー等にそういった責任所在はされなかったものか、ちょっとこういった内訳を教えてもらいたいなと思います。

- 〇副議長(扇 作工門君) 総務部長。
- ○総務部長(中島 均君) 先ほど中原議員さんの質問ですが、62ページの工事請負費の金額 が違うんじゃないかという質問でございましょうか。一応私の方は、中で目の金額と具体的には 工事請負関係で持っていっている関係で、一応説明いたしました62ページの街路事業の分の 1,162万1,000円につきましては、目の補正額でございます。工事請負費につきましては 1,097万2,000円というのが正解でございます。よろしくお願いします。
- 〇副議長(扇 作工門君) 市民生活部長。
- ○市民生活部長(山田 幸男君) 厳美清華苑の委託料でございますが、これ厳美清華苑の運転につきましては、運搬費等いろいろ皆様に御迷惑をかけたことをまずもっておわびをいたします。多額の費用がかかったということで、いろいろ検討をいたしました結果、厳美清華苑の今までいました臨時職員が2名おりました。その2名分を今回予算でお願いいたしておりますのが委託をしようということにしまして、今までより以上の安定した運転に努めていこうということで今回補正に計上させていただいております。これによりまして、現時点どうにか12月のし尿の多い時期を乗り越えることができましたことを御報告させて説明にかえさせていただきます。
- 〇副議長(扇 作工門君) 中原康博君。
- ○議員(21番 中原 康博君) そういうことでならば、様子を見ておくしかありませんけれども、ちょっと推移を見守りたいと思いますが、職員の適材適所の配置の話もいろいろ聞いておりますので、ひとつその点もよろしくお願いをしたいと思います。

終わります。

- **〇副議長(扇 作工門君)** 11番、宮原五男君。
- ○議員(11番 宮原 五男君) 残土処分場でございますが、上対馬支所長、この契約書、使用料賃貸借を結んであるでしょ、それの契約書を委託料の分と提出をお願いしたいんですが、よろしいですか。
- 〇副議長(扇 作工門君) 建設部長。
- **〇建設部長(清水 達明君)** 現在持ってきておりません、後日でよろしゅうございますか。

- ○議員(11番 宮原 五男君) はい、後日でよろしいです。
- 〇副議長(扇 作工門君) 市長。
- ○市長(松村 良幸君) 中原議員さんの責任が云々ということでございますが、すべて責任があるわけですが、これは南部一部事務清掃組合という当時のところの問題があります。これは既に随時監査を監査委員さんがしてありますので、議会への報告もあると思いますが、今まで議会が開かれれば報告できたと思いますが、いずれにしましても4,000数百万円という運搬費がかかったということは、もう御承知のとおりです。厳原の町はもうふんと尿で水びたしになるとこだったんですから、船をチャーターして向こうに持っていったということですが、後で詳しい話は報告があると思います。3月になるか、議会、12月までということで私は約束をしておりました。これはやっぱり積算ミスであるのか、コンサルミスであるのか、こういったことが出てこようと思いますから、この点について、それがある程度確定しますと、場合によっては市としての訴訟を起こす場合があるかもわかりません、そういったことで慎重に対処いたしております。以上です。
- ○副議長(扇 作工門君) ほかありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○副議長(扇 作工門君)** これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○副議長(扇 作工門君)** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第3号、専決処分の承認を求めることについて(平成18年度対馬市一般会計補 正予算(第4号))を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○副議長(扇 作工門君)** 異議なしと認めます。したがって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

暫時休憩いたします。40分から始めます。

午後2時32分休憩
午後2時43分再開

○副議長(扇 作工門君) 再開いたします。

本日の会議時間は、議事進行の都合により、あらかじめ延長します。

日程第7. 承認第4号

日程第8. 承認第5号

日程第9. 承認第6号

日程第10. 承認第7号

日程第11. 承認第8号

日程第12. 承認第9号

○副議長(扇 作工門君) 日程第7、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて(平成 18年度対馬市老人保健特別会計補正予算(第2号))から、日程第12、承認第9号、専決処 分の承認を求めることについて(平成18年度対馬市風力発電事業特別会計補正予算(第 1号))までの6件を一括して議題とします。

各案について、提案理由の説明を求めます。保健部長、阿比留輝雄君。

**〇保健部長(阿比留輝雄君)** ただいま議題となりました承認第4号及び承認第5号の2件を続けて提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

各案件につきましては、去る平成18年12月20日付で地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により報告し、承認をお願いするものでございます。

承認第4号、平成18年度対馬市老人保健特別会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

本案は、交通事故による第三者納付金及び人事異動による職員給与等の予算の組み替えに伴うものでございます。

歳入歳出予算の補正第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ79万円を追加し、歳 入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億152万1,000円と定めるものでございます。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

歳入について御説明いたします。

8ページをお願いします。6款諸収入3項1目第三者納付金は79万円で、交通事故に伴う第 三者納付分でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

10ページをお願いします。1款総務費1項1目一般管理費79万円は人事異動に伴う予算の組み替えでございます。

以上、簡単ですが、承認第4号の概要説明とさせていただきます。

続きまして、承認第5号、平成18年度対馬市介護保険特別会計補正予算(第2号)について

御説明申し上げます。

本案は、主に保険給付費の組み替えに伴う補正でございます。

歳入歳出予算の補正で、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億7,255万9,000円と定めるものでございます。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

歳入について御説明いたします。

8ページをお願いします。9款諸収入3項1目雑入で55万8,000円の減でございます。 続きまして、歳出について御説明いたします。

10ページをお願いします。1款総務費は1項1目一般管理費55万8,000円の減で、給与等の調整及び介護認定審査会システム保守委託料、コピー使用料等の減でございます。

3項1目介護認定審査会費は、項内の調整でございます。

12ページをお開きください。2款の保険給付費は2項1目の介護予防サービス等諸費で 1,285万3,000円を減額し、4項1目高額介護サービス費に1,281万6,000円の増 でございます。この増減は制度改正に伴う新規事業であり、想定対象人員の把握が困難であった ため、対象人員に誤差が生じたのが原因と考えております。

6款の諸支出金は1項2目償還金で調整交付金返還金3万7,000円でございます。

以上、承認第4号及び承認第5号の2件の提案理由及び概要の説明とさせていただきます。よ ろしく御審議の上、承認いただきますようお願い申し上げます。

- 〇副議長(扇 作工門君) 福祉部長、勝見末利君。
- ○福祉部長(勝見 末利君) ただいま議題となりました承認第6号、専決第15号、平成18年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第2号)を去る12月20日付をもちまして、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、御承認を求めるものであります。

今回の補正予算は、介護保険法の改正等により、介護給付費収入及び自己負担金収入の減と特 養浅茅の丘及び日吉の里の管理費の過不足分を調整いたしております。

第1条の歳入歳出予算補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ302万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,570万4,000円と定めています。 第2項に、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

歳入予算でありますが、8ページから9ページにかけて、3款繰入金1項他会計繰入金1目一

般会計繰入金の補正額で619万2,000円計上しています。介護給付費収入等の減により一般会計から繰り入れるものであります。

4款繰越金1項繰越金1目繰越金の補正額で397万3,000円計上しています。これで前年度繰越金の全額を計上したことになります。

5款諸収入1項の介護給付費収入1目の特養浅茅の丘サービス費収入の補正額で194万2,000円減額計上しております。1節の短期入所生活介護収入254万1,000円の減額と2節の施設介護サービス費収入92万7,000円の増額、4節の補足給付収入32万8,000円の減額であります。いずれも法改正による要介護認定区分の変更によるものであります。

2目の特養日吉の里サービス費収入補正額で400万円減額計上しております。2節の施設介護サービス費収入400万円の減額であります。看護師の退職により1カ月間、看護師1名体制でのサービス費収入となったことと要介護認定区分の変更によるものであります。

2項の自己負担金収入1目の特養浅茅の丘自己負担金収入の補正額で20万1,000円減額 計上しております。2節の施設介護サービス費収入55万3,000円の減額、3節食事サービ ス費収入18万2,000円の増額、4節の居住費収入17万円の増額であります。いずれも要 介護認定区分の変更によるものであります。

次の10ページから11ページにかけて、2目の特養日吉の里自己負担金収入の補正額で 100万円減額計上であります。3節の食事サービス費収入100万円の減であります。短期入 所者の減と要介護認定区分の変更によるものであります。

歳出でありますが、12ページから13ページにかけて、1款民生費1項社会福祉費1目の特養浅茅の丘管理費の補正額で53万9,000円減額計上いたしております。2節の給料から4節共済費までは、正職員の退職による人件費を減額し、その補充として介護嘱託員の雇用と不足見込み分といたしまして1節報酬245万4,000円と4節共済費のうち嘱託職員社会保険料36万8,000円と7節の賃金及び11節の需用費については不足見込み分を増額いたしております。

2目の特養日吉の里管理費の補正額で356万1,000円増額計上いたしております。1節の報酬100万円減額しています。看護師嘱託員の退職のよるものであります。2節の給料から4節の共済費までは人事異動による正職員の看護師を補充したことによる増額と7節の賃金及び18節の備品購入については不足見込み分を増額いたしております。

16ページから17ページにかけて補正予算給与費明細書を掲げております。

以上が専決処分いたしました平成18年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第2号)の提案理由及びその概要であります。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

〇副議長(扇 作工門君) 水道局長、斉藤清榮君。

〇水道局長(斉藤 清榮君) ただいま議案となりました承認第7号、専決第16号、平成18年度対馬市集落排水処理施設特別会計補正予算(第1号)を去る平成18年12月20日付で地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、御承認を求めるものであります。

今回の専決補正は、施設管理費、公債費償還金の追加補正が主なもので、次のとおり定めるものであります。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ56万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,513万9,000円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

歳入について説明いたします。

8ページをお開き願います。4款1項繰越金、前年度繰越金のうち56万2,000円を計上いたしております。

歳出について説明いたします。

10ページをお願いいたします。1款下水道事業費1項下水道管理費2目施設管理費でブロアポンプの修繕料43万1,000円の追加と2款1項公債費2目利子で不足が見込まれる償還金利子13万1,000円を追加計上いたしております。

以上が専決処分をいたしました承認第7号の概要でございます。よろしく御審議の上、御承認 くださいますようお願い申し上げます。

- **〇副議長(扇 作工門君)** 政策部長、松原敬行君。
- **○政策部長(松原 敬行君)** 承認第8号及び承認第9号の2件について、提案理由の御説明をいたします。

まず、承認第8号、専決第17号、平成18年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算 (第1号)を平成18年12月20日付をもって地方自治法第179条第1項の規定により、専 決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

第1条、歳入歳出予算の補正、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ101万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,013万5,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

歳入について御説明いたします。

8ページをお開き願います。6款1項1目繰越金で前年度繰越金25万4,000円を追加す

るものであります。

次に、7款1項1目雑入75万9,000円の補正は、日本小型船総合保険組合解散に伴う清算金であります。

続いて、歳出でございますが、10ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費22万7,000円の補正は、職員及び船員の人件費の追加でございます。

次に、2款1項1目施設管理費78万6,000円の補正は、需用費で重油値上げによる燃料 費追加と使用料及び賃借料では傭船料不用による減額を行うものであります。

続きまして、承認第9号、専決第18号、平成18年度対馬市風力発電事業特別会計補正予算 (第1号)を平成18年12月20日付をもって、地方自治法第179条第1項の規定により、 専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

第1条、歳入歳出予算の補正、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ460万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,800万7,000円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

歳入について御説明いたします。

8ページをお開き願います。2款1項1目繰越金で前年度の繰越金460万5,000円を追加するものであります。

続いて、歳出でございますが、10ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費66万6,000円の補正は、嘱託職員の人件費及び風車変電設備の修繕料追加によるものでございます。

次に、3款1項1目基金費393万9,000円の追加は、財政調整基金へ積み立てるものであります。

以上が、専決処分をいたしました承認第8号及び承認第9号の提案内容の概要であります。何 とぞよろしく御承認のほどお願い申し上げます。

- **〇副議長(扇 作工門君)** これから質疑を行います。質疑はありませんか。 5番、三山幸男君。
- ○議員(5番 三山 幸男君) 承認第4号、承認第6号に絡んでおりますので、市長にお尋ねを いたしたいと思います。

ことしに入りましてといいますか、日にちは定かではないんですが、浅茅の丘に入居されている71歳になる女性の方が転んで倒れたそうです。で、転んで倒れて本人が痛がったので、中対 馬病院に連れて行ったと。で、時間は午後7時前後ということで、当然普通の診察業務は終わっ ていますので、宿直の先生が対応していただいたそうです。で、診察はしていただいたんでしょうけども、レントゲンも撮っていただくことなく、鎮痛剤でこれを飲ませて様子を見なさいということで帰したそうです。

ところが、帰りましても痛みが一向にとれないという本人の訴えがあり、そして本人の様子を 見た介護士の方、あるいは寮母さんが異変に気がついたということで、すぐいづはら病院に連れ て行ったそうです。で、いづはら病院では外科の先生がたまたま宿直でおられて、その先生はす ぐレントゲン技師を呼んでレントゲンを撮ったということです。そうしますと、足の太もものと ころが骨折をしていたと。その骨折も翌日は手術をしなきゃいけないような骨折の仕方だったら しいんですよ。

私が聞いた話では、中対馬病院の先生が余りにも対応が悪いと批判はできないかもわかりませんが、余りにも急患受け入れ体制がなってないんじゃないかという気がするんですよね。例えば本人が転んで足が痛いと言えば、足のレントゲン撮るなり何なりすぐできることだと私が考えても思うわけですけども、それができなかったということを私はお聞きして、非常に残念で、親族の方から直接話を聞いたときにひとごとではないと思ったんです。で、理事長が対馬にある、市内の3つの離島医療圏病院の理事長ですし、ぜひ市長に意見を伺って、今後緊急病院としての内容の充実をさらに図ってほしいということで、もう専決処分されていますけども、関してこのことを市長にお尋ねしたいと思いまして発言をさせていただきました。市長はいろいろ忙しくて病院あたりにも顔を出す機会も少ないと思いますけども、この辺もやはり改善していただきませんと、今の私たち議会が市民に信頼がないように、病院も信頼がなくなったら本当にお年寄りといいますか、島民はどこに信頼を求めていけばいいのか切実な問題ですので、市長の答弁をぜひお願いしたいと思います。

#### 〇副議長(扇 作工門君) 市長。

○市長(松村 良幸君) 御指摘のように、離島医療圏病院というのは五島と対馬にあるんですが、対馬は中対馬、いづはら、上対馬病院の3つですが、実はおとといでしたか、県下の離島医療圏病院のどうしようかということで、あり方検討委員会に出たばっかりなんですが、私はちょっとそれをよく熟知してないし、今話聞いて驚いているんですが、今医療過誤とかいろんなことが問題になっております。だからそういったことのないようにせないかんわけですけれども、経営も非常に診療報酬も下がってしまっているし、今経営的にも大変な状況ですね。中対馬病院の約1億円足らず、1億円超えてましたかね、利益が出ていました。いづはら病院もまた同じように少しそれぐらいのマイナスがありまして、上対馬も、そういう中でどうするかということの中で、医療過誤の問題もあり方検討会で実はいろいろ話も出たんですが、ちょっとよく実査をして調査をした上でまた報告したいと思います。そして、今三山議員の御指摘のように、お互い信頼なか

ったら何もできないんですから、私ども市民協働と言っておりますけど、やっぱり痛みを分かち合いながらお願いいたしますということで、子や孫の代までまちづくりをしましょうということですが、議会の信頼やら行政の信頼ありません、だからともに信頼を高めるように頑張っていかないかんと思いますので、よろしくその点もお願いをいたします。

- **〇副議長(扇 作工門君)** 三山幸男君。
- ○議員(5番 三山 幸男君) 市長がよく精査されて再度お答えいただくということで、ぜひ二度とこういうことがないように病院の方の対応も、決してそういう先生ばっかりだとは思わないんですけども、たまたまその先生のいろんな都合もあったかもわかりませんけれども、いずれにしましても緊急患者というのはいつ発生するかわかりませんし、それに備えて万全の体制をとるのが緊急病院の宿命だと思ってますので、ぜひ今後二度とこういうことがないように、さらに市長からも病院の方側に強く申し込んでいただいて、このようなことが二度とないようにお願いをいたしておきます。

以上です。

○副議長(扇 作工門君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇副議長(扇 作工門君)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇副議長(扇 作工門君)** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第4号、専決処分の承認を求めることについて(平成18年度対馬市老人保健特別会計補正予算(第2号))から承認第9号、専決処分の承認を求めることについて(平成18年度対馬市風力発電事業特別会計補正予算(第1号))までの6件を一括して採決します。 お諮りします。各案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○副議長(扇 作工門君)** 異議なしと認めます。したがって、承認第4号、承認第5号、承認第6号、承認第7号、承認第8号及び承認第9号は原案のとおり承認されました。

#### 日程第13. 承認第10号

○副議長(扇 作工門君) 日程第13、承認第10号、専決処分の承認を求めることについて (対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例について)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。教育次長、日高一夫君。

○教育次長(日高 一夫君) ただいま議題となりました承認第10号、専決処分の承認を求める

ことについて、その提案理由及び内容について御説明申し上げます。

本案は、対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例を平成18年12月20日付、専決第19号で、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、御承認を求めるものであります。

対馬市も過疎化及び少子化の進行により、児童生徒は大きく減少いたしており、適正な規模での学校運営は大きな課題であります。

今回、対馬市立小中学校適正配置統廃合基本計画を平成18年2月に策定いたしました。久田小学校内山分校を初めとする豆酘小学校瀬分校、久和小学校、内院小学校の4校は、児童数が10名未満の非常に厳しい教育環境にあります。子供たちにとっては、その学年、その年は一生に一度しかない、かけがえのない時期であります。子供たちのためにも早急に対応する必要があると考え、急を要する第1次計画として、この4校を位置づけ、昨年6月24日から対象4地区について教育委員皆様の出席をいただきながら、旧町時代からの経緯また基本計画に定めた複式学級解消を図るための適正規模を統廃合の基準と示しながら、何よりも子供たちの教育や将来を考えることを最優先とした統廃合の趣旨説明を行ってまいりました。

その結果、対馬市立久田小学校内山分校を久田小学校へ平成19年から統合することについて 関係地区の合意を得ることができましたので、所要の改正を行うものであります。

また、対馬市立北幼稚園の住所表記に誤りがあるため、あわせて改正するものであります。 なお、施行期日を平成19年4月1日と定めております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

**〇副議長(扇 作工門君)** これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**〇副議長(扇 作工門君)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇副議長(扇 作工門君)** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第10号、専決処分の承認を求めることについて(対馬市立学校教育施設条例の 一部を改正する条例について)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○副議長(扇 作工門君)** 異議なしと認めます。したがって、承認第10号は原案のとおり承認されました。

## 日程第14. 承認第11号

○副議長(扇 作工門君) 日程第14、承認第11号、専決処分の承認を求めることについて (長崎県離島医療圏組合規約の変更について)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。保健部長、阿比留輝雄君。

**〇保健部長(阿比留輝雄君**) ただいま議題となりました承認第11号、専決処分の承認を求める ことについて、提案理由及び概要を御説明申し上げます。

本案は、介護保険法等の一部を改正する法律及び地方自治法の一部を改正する法律の公布によって、長崎県離島医療圏組合の規約変更を行うものでございます。

平成18年12月20日付で、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により報告し、承認をお願いするものでございます。

第4条は、介護保険法の改正により、病院に併設して行う訪問看護ステーション事業に関する 規定中の条の変更でございます。第6条及び第7条は、組合議会の組織及び選挙の方法について の規約の規定中の変更で、いずれも「助役」を「副市町長」とする改正でございます。

なお、附則で施行期日等を定めております。

以上、簡単ですが、提案理由の概要の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、承認いただきますようお願い申し上げます。

○副議長(扇 作工門君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇副議長(扇 作工門君)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○副議長(扇 作工門君)** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第11号、専決処分の承認を求めることについて(長崎県離島医療圏組合規約の変更について)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇副議長(扇 作工門君)** 異議なしと認めます。したがって、承認第11号は原案のとおり承認されました。

日程第15. 承認第12号

日程第16. 承認第13号

日程第17. 承認第14号

日程第18. 承認第15号

日程第19. 承認第16号

日程第20. 承認第17号

日程第21. 承認第18号

日程第22. 承認第19号

日程第23. 承認第20号

○副議長(扇 作工門君) 日程第15、承認第12号、専決処分の承認を求めることについて (あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について(小船越地区))から日程第23、承 認第20号、専決処分の承認を求めることについて(あらたに生じた土地の確認及び字の区域の 変更について(佐賀地区))までの9件を一括して議題とします。

各案について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中島均君。

○総務部長(中島 均君) ただいま一括議題となりました承認第12号から承認第20号の 9件につきまして、提案理由、その内容を御説明申し上げます。

本議案は、すべてあらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてであります。

平成18年12月20日付で、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、御承認を求めるものでございます。

また、土地の位置につきましては、議案の末尾に字図を添付し、黒く塗りつぶして表示しておりますので御参照ください。

それでは、内容の御説明をいたします。

承認第12号、鴨居瀬漁港区域内公有水面埋め立てにより、美津島町小船越字在所241番2の地先に416.99平方メートルの土地が新たに生じたので、この土地を字在所に編入するものでございます。

次に、承認第13号は、鴨居瀬漁港区域内公有水面埋め立てにより、美津島町小船越字ビシャゴノ浦419番3から451番3に至る地先に6,827.95平方メートルの土地が新たに生じたので、この土地を字ビシャゴノ浦に編入するものでございます。

次に、承認第14号、鴨居瀬漁港区域内公有水面埋め立てにより、美津島町小船越字ビシャゴノ浦451番3から456番第1に至る地先に1,615.52平方メートルの土地が新たに生じたので、この土地を字ビシャゴノ浦に編入するものでございます。

次に、承認第15号、鴨居瀬漁港区域内公有水面埋め立てにより、美津島町小船越字畠浦53番2から60番第2に至る地先に3,434.81平方メートルの土地が新たに生じたので、この土地を字畠浦に編入するものでございます。

承認第16号、阿須湾漁港区域内公有水面埋め立てにより、厳原町小浦字曲426番1から字

シロギケワダ427番に至る地先に4,419.36平方メートルの土地が新たに生じましたので、この土地を字曲に編入するものでございます。

承認第17号は、阿須湾漁港区域内公有水面埋め立てにより、厳原町南室字在所212番3から字南室島233番1に至る地先に671.18平方メートルの土地が新たに生じましたので、この土地をA区域については字在所、B区域については字南室島にそれぞれ編入するものでございます。

承認第18号、阿須湾漁港区域内公有水面埋め立てにより、厳原町曲字曲51番2から小浦字曲426番1に至る地先に4,831.05平方メートルの土地が新たに生じましたので、この土地を曲字曲地先は字曲に、及び小浦字曲地先は字曲に編入するものでございます。

承認第19号は、豆酘漁港区域内公有水面埋め立てにより、厳原町豆酘字板ノ形131番から151番に至る地先に3,540.38平方メートルの土地が新たに生じましたので、この土地を字板ノ形に編入するものでございます。

承認第20号は、佐賀漁港区域内公有水面埋め立てにより、峰町佐賀字シナエ745番3地先に1,799.88平方メートルの土地が新たに生じましたので、この土地を字シナエに編入するものでございます。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

- **○副議長(扇 作工門君)** これから各案に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- **○副議長(扇 作工門君)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇副議長(扇 作工門君)** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第12号、専決処分の承認を求めることについて(あらたに生じた土地の確認及 び字の区域の変更について(小船越地区))から承認第20号、専決処分の承認を求めることに ついて(あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について(佐賀地区))までの9件を一 括して採決します。

お諮りします。各案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長(扇 作工門君) 異議なしと認めます。したがって、承認第12号、承認第13号、承認第14号、承認第15号、承認第16号、承認第17号、承認第18号、承認第19号及び承認第20号は原案のとおり承認されました。

### 日程第24. 承認第21号

## 日程第25. 承認第22号

O副議長(扇 作工門君) 日程第24、承認第21号、専決処分の承認を求めることについて (漁港区域内公有水面の埋立てについて(千尋藻漁港))から日程第25、承認第22号、専決 処分の承認を求めることについて(漁港区域内公有水面の埋立てについて(鰐ノ浦漁港))まで の2件を一括して議題とします。

各案について、提案理由の説明を求めます。建設部長、清水達明君。

**〇建設部長(清水 達明君)** ただいま一括して上程されました承認第21号から承認第22号の 専決処分の承認を求めることについての提案理由を御説明申し上げます。

2議案ともに市が事業主体で整備を進めております千尋藻漁港及び鰐ノ浦漁港地域基盤整備工事に伴います公有水面埋立免許出願にかかわる意見につきまして、異議のない旨、長崎県知事に答申するため、平成18年12月20日付で、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、同法第3項の規定により議会に御報告し、御承認をお願いするものでございます。

まず、承認第21号の千尋藻漁港区域内公有水面の埋め立てについてでございますが、埋め立ての必要性については、別紙に埋立必要理由書を添付いたしておりますとおり、第1種千尋藻漁港区域内の鑓川地区に船揚げ場を新たに整備するもので、埋め立て実面積は463.26平方メートルでございます。

次に、承認第22号をお願いいたします。承認第22号は、鰐ノ浦漁港区域内公有水面の埋め 立てについてでございます。

本案もその埋め立ての必要性につきましては別紙に埋立必要理由書を添付しておりますとおり、 第1種鰐ノ浦漁港区域内の既設道路の改修整備が必要でございますので、改修整備のための埋立 実面積1,153.38平方メートルを埋め立てるものでございます。

なお、埋め立ての位置及び区域につきましては、両議案とも議案末尾に位置図及び平面図を添付し、赤で着色表示しておりますので御参照願います。

以上、簡単でございますが提案理由でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

- **○副議長(扇 作工門君)** これから各案に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- **○副議長(扇 作工門君)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ありませんか。

#### [「なし」と呼ぶ者あり]

**〇副議長(扇 作工門君)** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第21号、専決処分の承認を求めることについて(漁港区域内公有水面の埋立てについて(千尋藻漁港))から、承認第22号、専決処分の承認を求めることについて(漁港区域内公有水面の埋立てについて(鰐ノ浦漁港))までの2件を一括して採決します。

お諮りします。各案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○副議長(扇 作工門君)** 異議なしと認めます。したがって、承認第21号及び承認第22号は 原案のとおり承認されました。

## 日程第26. 承認第23号

**○副議長(扇 作工門君)** 日程第26、承認第23号、専決処分の承認を求めることについて (財産取得契約の締結について(対馬市移動通信用鉄塔施設電気通信設備備品))を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。政策部長、松原敬行君。

○政策部長(松原 敬行君) 承認第23号、専決処分第32号、財産取得契約の締結について (対馬市移動通信用鉄塔施設電気通信設備備品)を平成18年12月20日付をもって地方自治 法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、 承認を求めるものであります。

本件は、本年度上対馬町芦見、一重、小鹿及び峰町志越の4地区に携帯電話の通話が可能となる移動通信用鉄塔施設の整備を進めているところでありますが、この4つの基地局に収納設置します電気通信設備備品の取得契約の締結であります。

今回の4基地局の整備に伴う電気通信事業者の事業参入は株式会社NTTドコモ九州のみであります。

契約の方法としましては、購入する備品が特許権、著作権等にかかわる特殊な電気通信の設備 備品であることに加えまして、契約の目的物が特定のものでなければ納入することができないも のであるために、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約といたし ております。

それでは、契約の内容について御説明いたします。

契約額は2,723万7,000円。契約の相手方は株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州、 代表取締役社長井上登氏。契約日は平成18年12月20日であります。備品の内容につきましては、別紙参考資料に記載しておりますように4つの基地局に無線設備、電源設備、アンテナ設 備等、中継局としての機能を果たすための電気通信設備機器であります。納入期限につきましては、平成19年3月26日限りといたしております。

以上が、専決処分をいたしました財産取得契約の概要であります。何とぞよろしく御承認のほどお願い申し上げます。

**〇副議長(扇 作工門君)** これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○副議長(扇 作工門君)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長(扇 作工門君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第23号、専決処分の承認を求めることについて(財産取得契約の締結について (対馬市移動通信用鉄塔施設電気通信設備備品))を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇副議長(扇 作工門君)** 異議なしと認めます。したがって、承認第23号は原案のとおり承認されました。(「議長、休憩お願いします」と呼ぶ者あり)

暫時休憩します。ただいまから全員協議会を開催しますので、議員控室にお集まりください。 午後3時35分休憩

		〔全員協議会〕
		午後 5 時 <b>28</b> 分再開
○副議長(扇	作工門君)	再開いたします。

#### 日程第27.長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

**○副議長(扇 作工門君)** 日程第27、長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について を議題とします。

長崎県後期高齢者医療広域連合規約第8条第2項の規定に基づき、対馬市の議員の数は1人となっております。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推 選にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○副議長(扇 作工門君)** 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

### [「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇副議長(扇 作工門君)** 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員に三山幸男君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました三山幸男君を長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の 当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○副議長(扇 作工門君)** 異議なしと認めます。したがって、三山幸男君が長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました三山幸男君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。

### 日程第28. 議会運営委員の辞任について

○副議長(扇 作工門君) 日程第28、議会運営委員の辞任についてを議題とします。 地方自治法第117条の規定によって、宮原五男君の退場を求めます。

〔宮原五男君 退場〕

**○副議長**(扇 作工門君) 平成18年12月6日、宮原五男君から、平成18年対馬市第3回定例会最終日(9月28日)の辞任勧告決議を真摯に受けとめることを理由に議会運営委員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りします。本件は申し出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○副議長(扇 作工門君)** 異議なしと認めます。したがって、宮原五男君の議会運営委員の辞任 を許可することに決定しました。

暫時休憩します。

午後5時32分休憩
 午後5時 <b>32</b> 分再開

# 日程第29. 発議第1号

**○副議長(扇 作工門君)** 日程第29、発議第1号、議員資格決定要求についてを議題とします。 大部初幸君外12名から波田政和君に対する資格決定要求書が証拠書類とともに提出されています。その写しをお手元に配付いたしております。

本件について、提出者の提案理由の説明を求めます。14番、大部初幸君。

〇議員(14番 大部 初幸君) 発議第1号、対馬市議会議長波田政和様、提出者、対馬市議会議員大部初幸、賛成者、対馬市議会議員武本哲勇、同、畑島孝吉、同、扇作工門、同、宮原五男、同、阿比留光雄、同、作元義文、同、大浦孝司、同、桐谷正義、同、初村久藏、同、吉見優子、同桐谷徹、同、永留邦次。

資格決定要求書、次の議員が地方自治法第92条の2の規定に該当するかどうかについて、同 法第127条第1項の規定により決定されるよう別紙「証拠書類」を添え、会議規則第142条 の規定により要求します。

記。議員の氏名、波田政和。理由、波田政和議員については、有限会社マルハ運輸に関する地方自治法第92条の2を根拠とする公職選挙法第104条違反の疑い及び有限会社マルハの実質的な経営者ではないかとする地方自治法第92条の2の規定に抵触する疑い濃厚として、資格決定要求書を提出するものであります。

有限会社マルハ運輸は、対馬市の一般廃棄物の処理に係る北部中継所及び中部中継所から対馬 クリーンセンターまでの運搬業務を受注し、平成17年3月31日付で運搬業務委託契約書が締結されたところであります。平成22年3月31日まで、5カ年間の継続的随意契約が保障されています。

当初の対馬市との契約は、有限会社マルハ運輸の代表取締役である波田政和氏との間で交わされておりましたが、平成17年5月22日に執行された対馬市議会議員選挙に立候補し当選、その契約を継続すれば法の規定による議員資格を問われかねず、平成17年6月21日、有限会社マルハ運輸の代表取締役を退任し、代表者の変更届がなされたものと思われます。

公職選挙法第104条では、議員または長の選挙における当選人で、当該地方公共団体に対し、 地方自治法第92条の2または第142条に規定する関係を有する者は選挙管理委員会に対し、 当選の告知を受けた日から5日以内にこれらの条文に規定する関係を有しなくなった旨の届け出 をしないときは、当選を失う旨規定されているところであります。

次に、有限会社マルハの実質的な経営者ではないかということについてであります。同社についても同議員が創業し、最近においてはその妻が平成17年6月21日まで代表取締役に就任していたところであります。同社の事務所は同議員所有の住居内にあり、社会的に創業者である同議員と同社が無関係であるとはいいがたく、以下のようなことからも明らかであります。

平成17年9月8日執行された林道安神大米線工事における入札に際して談合が発覚し、告発されたところであります。また平成18年5月15日の議長選挙に際し、同僚議員への公共事業からの撤退を約束する行為・言動などは、みずから実質的な経営者であることを証明するものであり、地方自治法第92条の2に規定する実質的な経営者であることは疑う余地のないところであります。

地方自治法第92条の2は、議員は「当該地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人または主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役もしくは監査役もしくはこれらに準ずべき者、支配人及び精算人たることはできない」こととされています。

このような公職選挙法第104条及び地方自治法第92条の2の立法の趣旨は、議員及び長が 所属する地方公共団体に対して立場や権利を利用して、公平・公正な行政運営、議会における公 正な議事の運営や議決権の行使を阻害し、自己の利益のために利用するおそれがあることから、 これを未然に防止しようとするところであります。

波田政和議員が有限会社マルハ運輸、有限会社マルハの役員を退任したとはいえ、実質的な経営者であることは否定できず、地方自治法及び公職選挙法いずれの規定にも違反もしくは抵触する疑い濃厚であり、その証拠書類を添え議員資格決定要求書を提出するものであります。

証拠書類、有限会社マルハ及び有限会社マルハ運輸の登記簿謄本の写し、有限会社マルハ運輸と市の「一般廃棄物運搬業務委託」契約書の写し、有限会社マルハの林道安神大米線開設工事に係る談合告発書の写し、議員の住居及び議員所有の土地建物の登記簿謄本の写し、波田政和議員の発言に関する証言記録を添付しております。

以上で、資格決定要求書を提出しておるところでございます。各同僚議員の御理解、御協力を 賜りますようお願いいたします。

- **〇副議長(扇 作工門君)** これから質疑を行います。質疑はありませんか。 5番、三山幸男君。
- ○議員(5番 三山 幸男君) 提案書に2点お尋ねをいたします。

まず1点目に、理由書の2ページ、13行目に書いてありますように、社会的には創業者である同議員と同社が無関係であるとはいいがたく、以下のようなことが明らかですということになっていますけども、この議会内にも同じような人がいらっしゃるんじゃないかという気がいたします。これが1点目。

で、2点目に、12月6日の定例会の折に大部議員が議会開会前に言われました、例えば議会 で決まったことが守れんような議長のもとでは審議には応じられないということは、皆さん御承 知のとおりだと思います。その中で、中原議員にもやめてもらうというようなお話が出ましたが、 今そのお気持ちはどのような考えを持っているか、2点お尋ねをいたします。

**〇副議長(扇 作工門君)** 大部初幸君。

○議員(14番 大部 初幸君) まず、1点目の社会的には創業者である同議員と同社が無関係であるとはいいがたく、以下のようなことからも明らかですという説明をしました。

今説明したとおり、特別委員会なりを設置してもらって、詳細なことは今から明確にしていき たいと思います。この場でいろんなことを言ってまた語弊が出てもいけませんので、そのような 順字で行きたいと思います。

それから、中原議員に関しましては、当初言われたとおり、今でも気持ちは変わっておりません。

- **〇副議長(扇 作工門君)** 三山幸男君。
- ○議員(5番 三山 幸男君) 提案者から説明を伺いまして、私もそのとおりにしてほしいと思っています。

やはり議会で決まったことが守れないような議会では、議会の機能を果たしていないと思いますので、これからも今質問にお答えいただいたことを十二分に考慮していただいて、私は決して波田政和議員を擁護するようなことは一切思っておりません。もし資格審査で不正があれば、事実があれば、そのとおりに私も判断させていただくつもりにしていますので、波田議員だけでなく、もし同僚議員の中でそういうことに抵触をされる可能性があれば、そういう人も含めて十二分な審査をお願いをいたします。

以上です。

○副議長(扇 作工門君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇副議長(扇 作工門君)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

波田政和君から自己の資格について弁明したいとの申し出があります。これを許します。波田 政和君の入場を許します。

[26番 波田 政和君 入場]

〇副議長(扇 作工門君) 暫時休憩します。

午後5時46分休憩

午後5時47分再開

**〇副議長(扇 作工門君)** 再開します。

波田政和君に資格について弁明を許します。――波田政和君。

○議員(26番 波田 政和君) それでは、本日朝からの議事日程を進行することができなかったことに対し、市民皆様に深くおわびを申し上げます。

資格決定要求による弁明の機会を与えていただきましたから弁明します。

本題に入る前に、議員各位がそれほどまでに順法意識をお持ちで、その内容ではなく形式的かつ文理上の文言解釈だけで議員の資格を剥奪すべきだと主張されるほどの根拠と自信がおありなのかと思わずにはおれません。

理由書を拝見しますと、2年前の約1カ月間を指していると思います。13名の委員さんは近 日気づかれたことと思います。確かに、対馬市と当時私が一般人のときに、確かに有限マルハ運 輸という会社の代表取締役をしておりました。そういう中で、対馬市との契約でごみの運搬事業 の契約をさせていただきました。この契約は、個人契約と法人契約とあるわけでございますが、 この契約は法人会社が契約をしておったのが事実であります。そういった意味から、その後に市 議会選挙がありまして、その選挙の中で私も立候補し、何とか当選の栄誉を与えていただいたわ けですけども。ここで、理由書にもありますように、マルハ運輸の取締役を退任し、代表者が変 更されたものというように記載してありますが、ここで一つお願いしたいのは、皆様も会社を経 営したことがある方もおらっしゃると思いますので、つけ加えさせていただきますが、会社とい うのはその会社の決算があったり確定申告があったり、まあ引いては役員総会というような形に なって会社というのは運営されておると思います。そういった中で、指摘されますように約1カ 月間のダブりがあるんじゃないかということに対しては、5月の10日の段階で、私ども当時運 送会社をしている手前、毎月1回の定時総会というのをやっております。それは毎月10日であ ります。それはどういうことかと言いますと、10日に企業は給料というような形でこの日に支 給するようにしております。そういった意味から、この日に全員集まるということで、この定例 会のときに社長辞任のあいさつはしております。これを証明できるものはと言われましても、自 分の身内でありますので、それはこの場で証言はできないと思っておりますけども、社内規程で そういうふうになっております。そういった意味合いから、なぜそしたら会社の登記上を変更な されてなかったのかという話になると思いますが、それは先ほど申しますように、決算期を迎え て総会の中で、まあ事務的ミスとも言ったらいいのか、そんなに重要視、考えてなかったという ような解釈かなあと思っております。

そういった流れの中で、ここで言う公職選挙法104条に触れるんじゃないかという指摘もあります。先ほど申しますように、公職選挙法、自治法の92条の2項に関したら、兼業するから、兼業しているから公職選挙法に触れるんだという解釈になると思いますけども、この104条で言うその5日以内に選管に届出をする義務があるじゃないかという文言になりますが、私のとらえ方は92条に抵触してなかったとするならば、104条には必然的に抵触しないんだという考えを今も持っております。そういった意味から、92条の2項はどういった内容かということになります。単純に言えば、その法人会社がどれほど対馬市と全体の売り上げがなされているのかということが基準になると思われますけども、全国の例から言いましても、基本的にその法人の

売上の50%が一つの目安なのかということで、92条を第1基準と第2基準に分けてあります。これは、第1基準は50%を一つのライン、第2基準はそこまで行かなかったとしても、その法人の主要部分がその会社にとってほとんどを占めているということと連動して、その内容そのものが、ここで言います対馬市市長が職務を遂行する中で、非常に影響があると判断されるかされないかということになってくると思います。そういった中で、この会社は、まあ後日資料として提出させていただきますけども、決算書ベースで16年度は0円、対馬市とはです。17年度に34%、18年度に35%です。これは、経営審査、いろいろ指名審査を受けておりますので、ここに虚偽の記載はできないものと思っております。だから、また後日しっかりここは見ていただきたいと思っております。そういった意味から、92条の1項にも――(済みません)第1基準にも第2基準にも該当しないということから、5日以内の報告はしていなかったということになります。

それから、次に、実質的な経営者ではないかと。確かに、私は実質的な経営者と言われても仕方ありませんが、経営者というよりも創業者と言っていただきたいと思います。経営者というのは、直接業を営んどる会社かと思いますけども、この会社ちゅうのは役員も私だけではなくているんな方が、その時々によってかわられております。そして、実質経営者、私は創業者として皆さんにお願いしたいんですけども、創業者として実質の社長に対して、その会社に対して心配するのは当たり前の話であって、だからといって私は法を犯しているとかいう思いはありません。次に、また17年あたりの林道安神線で談合があったないとかいうような話も参考資料になっておりますけども、このこととは別に余り関係ないことじゃないかなと思っております。そういう事実があったというのは、私も当時は理解しておりますが、ここで言わんとすることちゅうのは、あなたがかかっているんじゃないかとかいうような告発文書ですから、私はそういうことはありませんということでかえさせてもらいます。

それと、同僚議員へ公共事業から撤退するとかいろいろな行動なり言動なりしたと添付資料に ありますが、言葉ですから、いずれにしても取りようではどんな取り方もできると思います。だ からといって、ここで言う経営者であったり創業者であったりしても、人として自分の会社を思 う気持ち、つくった会社を思う気持ちちゅうのはわかっていただけないのかなあと思います。

それと、何ていいますか、添付資料の中に、要はいろいろな今までの経緯を見て、100条のときも人の話はできるかというような指摘もあってますけども、その都度その都度、やっぱり議会でやることですから一生懸命やりながらやってきた結果だと私は思っております。それと同時に、104条に触れて92の2に触れるということで、自分の立場とかいろいろな職権とか運営について影響があるような話を、ここにも書いてありますけども、影響があるような議員さんおられますか、ここに26人おりますが、今まで過去にそんなことやった人もおらんはずです。そ

ういうことができるはずでもないし。何でこんな話させてもらうかと言いますと、確かに個人のときに法人会社で契約しましたけども、対馬市との何にも契約も変わっておりません。まあ、それは後日提出しますけども、何ら数字が変わるわけでもないし、その件に関して市の執行を妨げるようなこと話もしたことありません。余りこの辺が、議員になったからといって何もできるはずがないということは皆さんが一番よく知っているんじゃないかなあと、私なりに思っております。そういった意味で、また別の機会に、私が執行権者に対して何かそういったことで影響あるのかと、別の機会に尋ねたいと思っております。

以上のことから、その理由書を拝見して、私なりに感じたことですけども、要するに私の解釈は、92条の解釈は、皆さんの解釈と違うのは、私は当時も個人企業で契約していません。法人会社であったちゅうことです。これが一番じゃないかなというふうな感じでずっと来ております。また、皆さんが必要となされるなら、内部資料をうそ偽りなく提出させていただきますので、十分検討していただいて、この議会で私の資格決定を決めていただきたいと、そう思っておりますので、よろしくお願いしときます。どうも御迷惑かけました。

○副議長(扇 作工門君) 波田政和君の退場を求めます。

[26番 波田 政和君 退場]

**○副議長(扇 作工門君)** お諮りします。議員の資格決定については、会議規則第143条の規定によって、委員会の付託を省略することができないことになっています。したがって、委員会条例第7条の規定によって、8人の委員で構成する資格審査特別委員会を設置し、これに付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○副議長(扇 作工門君)** 異議なしと認めます。したがって、本件は資格審査特別委員会に付託 することに決定しました。

お諮りします。資格審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定 により、武本哲勇君、初村久藏君、阿比留光雄君、永留邦次君、大浦孝司君、宮原五男君、大部 初幸君、桐谷徹君を指名したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○副議長(扇 作工門君)** 異議なしと認めます。したがって、資格審査特別委員会の委員は、武本哲勇君、初村久藏君、阿比留光雄君、永留邦次君、大浦孝司君、宮原五男君、大部初幸君、桐谷徹君に決定しました。

暫時休憩します。

ただいまから、資格審査特別委員会を開催いたしますので、会議室にお願いいたします。

午後6時04分休憩

.....

### 午後6時04分再開

**○副議長(扇 作工門君)** 再開します。

ただいま、資格審査特別委員長及び副委員長が決定した旨、通知を受けたので報告します。 委員長に、大部初幸君、副委員長に、阿比留光雄君、以上のとおりです。 暫時休憩します。

午後6時05分休憩

.....

#### 午後6時12分再開

**〇副議長(扇 作工門君)** 再開します。

お諮りします。各議員に配付のとおり急施事件と認め、追加議事日程として議題とすることに 御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○副議長(扇 作工門君)** 異議なしと認めます。したがって、議事日程に追加して議題とすることに決定しました。

# 追加日程第1. 議会運営委員の選任について

○副議長(扇 作工門君) 追加日程第1、議会運営委員の選任についてを議題とします。 お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、島 居邦嗣君を指名したいと思います。異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○副議長(扇 作工門君)** 異議なしと認めます。したがって、島居邦嗣君を議会運営委員に選任 することに決定しました。

#### 追加日程第2. 議席の一部変更について

O副議長(扇 作工門君) 追加日程第2、議席の一部変更についてを議題とします。 副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更いたします。

変更する議席は、お手元に配付いたしました議席表のとおり一部変更いたします。御異議ありませんか。

### [「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○副議長(扇 作工門君)** 異議なしと認めます。したがって、議席の一部を変更することに決定しました。

追加日程第3. 発議第2号

**〇副議長(扇 作工門君**) 追加日程第3、発議第2号、議員の資格決定要求の調査に関する決議 (案) についてを議題とします。

本案について提出者の提案理由の説明を求めます。大部初幸君。

〇議員(14番 大部 初幸君) 発議第2号、対馬市議会議長、波田政和様、提出者、対馬市議会議員大部初幸、賛成者、対馬市議会議員武本哲勇、同、大浦孝司、同、宮原五男、同、桐谷徹、同、初村久藏、同、阿比留光雄、同、永留邦次。

議員の資格決定要求の調査に関する決議(案)、地方自治法第100条第1項の規定により、 次のとおり議員資格決定の事務に関する調査を行うものとする。

- 1、調査事項、対馬市議会議員波田政和君の資格決定に関する事項。
- 2、特別委員会の設置、本調査は、地方自治法第110条及び対馬市議会委員会条例第7条の 規定により、委員8名で構成する「資格審査特別委員会」にこれを付託して行う。
- 3、調査権限、本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項及 び同法第98条第1項の権限を「資格審査特別委員会」に委任する。
- 4、調査期限、資格審査特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行 うことができる。
  - 5、調査経費、本調査に要する経費は30万円以内とする。
- 6、理由、対馬市議会議員波田政和君に対し、地方自治法第92条の2の規定による兼業の禁止に関する資格決定要求書が提出された。これにより設置された資格審査特別委員会における正確な記録の収集、関係人の出頭及び証言を得ることによる公平・公正な審査を確保するため、地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限を資格審査特別委員会に委任しようとするものであります。

どうぞ御理解のほどよろしくお願いいたします。

**〇副議長(扇 作工門君)** これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇副議長(扇 作工門君)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**〇副議長(扇 作工門君)** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第2号、議員の資格決定要求の調査に関する決議(案)についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

#### [賛成者起立]

**〇副議長(扇 作工門君)** 起立多数であります。したがって、発議第2号は可決されました。

# 日程第4. 仮議長の選任を議長に委任することについて

○副議長(扇 作工門君) 日程第4、仮議長の選任を議長に委任するの件を議題とします。 お諮りします。扇作工門副議長が議会運営委員を辞任するため、地方自治法第106条第3項 の規定により仮議長の選任を議長に委任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○副議長(扇 作工門君)** 御異議なしと認めます。よって、仮議長の選任を議長に委任すること に決定いたしました。

それでは、本日の仮議長に武本哲勇君を指名いたします。

**〇仮議長(武本 哲勇君)** 仮議長に選任されました武本です。では、引き続き審議を続けたいと 思います。

# 追加日程第5. 議会運営委員の辞任について

**〇仮議長(武本 哲勇君)** 追加日程第5、議会運営委員の辞任についてを議題といたします。 地方自治法第117条の規定によって、扇作工門君の退場を求めます。

[25番 扇 作工門君 退場]

**〇仮議長(武本 哲勇君)** 休憩いたします。

午後6時21分休憩

.....

### 午後6時21分再開

**〇仮議長(武本 哲勇君)** 再開いたします。

平成19年1月31日、扇作工門君から副議長に就任したことを理由に議会運営委員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。本件は、申し出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇仮議長(武本 哲勇君)** 異議なしと認めます。したがって、扇作工門君の議会運営委員の辞任 を許可することに決定しました。

暫時休憩いたします。

#### 午後6時22分休憩

.....

#### 午後6時24分再開

〇副議長(扇 作工門君) 再開します。

お諮りします。各議員に配付のとおり、急施事件と認め追加議事日程として議題とすることに 御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○副議長(扇 作工門君)** 異議なしと認めます。したがって、議事日程に追加して議題とすることに決定しました。

# 追加日程第6. 議会運営委員の選任について

○副議長(扇 作工門君) 追加日程第6、議会運営委員の選任についてを議題とします。 お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、桐 谷正義君を指名したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○副議長(扇 作工門君)** 異議なしと認めます。したがって、桐谷正義君を議会運営委員に選任することに決定しました。

暫時休憩します。

議会運営委員会を会議室で開催しますので、よろしくお願いします。

#### 午後6時25分休憩

.....

#### 午後6時26分再開

〇副議長(扇 作工門君) 再開します。

議会運営委員会の委員長及び副委員長が決定した旨、通知を受けましたので報告します。

委員長に、桐谷徹君、副委員長に、阿比留光雄君、以上のとおりです。

お諮りします。今議会における議決の結果、条項、字句、数字、その他において整理を要する ものがあるのではないかと思料されます。その整理権を会議規則第43条の規定によって議長に 委任願います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○副議長(扇 作工門君)** 異議なしと認めます。したがって、整理権を議長に委任することに決定しました。

- **○副議長(扇 作工門君)** 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。 市長よりあいさつの申し出があっておりますので、お受けいたします。市長。
- ○市長(松村 良幸君) 閉会に当たりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げたいと思います。本日は、御提案を申し上げました案件につきまして、すべて御承認を賜りまことにありがとうございます。本臨時会でいただきました御意見等は十分に私どもが行政に反映できますよう、また予算の執行におきましても遺漏なきよう、適正・適切な事務処理に努めてまいる所存であります。

本日は新しく副議長さん、議会運営委員さんの選任もされたようでございます。議員職位に新しい議会体制のもとで、市の現況もよく認識されておると思います。今私どももまさに血道をくぐっての状況でございますが、時間外手当も16年1割、17年2割、18年7割ということで、時間外の仕事ができません。税の徴収というのはもう御承知のとおり昼は共稼ぎできません。したがって、13時30分が5つのフレックスタイムの出勤に分けております。午後1時30分に出勤、10時半までの。こういったことで、またいろんな、職員の方もいろんなことで、今いろんな検討をいたしております。議会も大変事情がおありですし、いろんな点もあろうかと思いますが、どうかひとつ車の両輪のよう、是々非々でひとつ、我々、私もそうですが、皆さん同様戦場でありますので、言葉じゃなしに魂で、心で、どうするかということをひとつよろしくお願いをいたしまして、閉会のごあいさつにさせていただきます。本当にこれからも御指導、御協力、在職している限りはどうぞよろしくお願いいたしまして、ごあいさつにかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

**○副議長(扇 作工門君)** 会議を閉じます。平成19年第1回対馬市議会臨時会を閉会します。 本当に大変お疲れさまでございました。

午後6時30分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

臨時議長 黒岩 美俊

副議長扇作工門

仮議長 武本 哲勇

署名議員 扇 作工門

署名議員 畑島 孝吉

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

臨時議長

副議長

仮議長

署名議員

署名議員